

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成31年3月4日

【会社名】 セントラルフォレストグループ株式会社

【英訳名】 Central Forest Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永津 嘉人

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区川並町4番8号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社トーカン
取締役専務執行役員 神谷 亨
国分中部株式会社
常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長
佐野 康夫

【最寄りの連絡場所】 株式会社トーカン
名古屋市熱田区川並町4番8号
国分中部株式会社
名古屋市北区浪打町二丁目35番地

【電話番号】 株式会社トーカン
(052)681-8218
国分中部株式会社
(052)911-3161

【事務連絡者氏名】 株式会社トーカン
取締役専務執行役員 神谷 亨
国分中部株式会社
常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長
佐野 康夫

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 22,976,097,831円
(注)本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社トーカン(以下「トーカン」といいます。)及び国分中部株式会社(以下「国分中部」といいます。)の最近事業年度末日(トーカンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日)における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年12月3日付で提出いたしました有価証券届出書（平成30年12月20日付及び平成31年2月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、トークン及び国分中部が平成31年2月1日付で上場申請を行った当社の株式について、平成31年3月1日付で株式会社名古屋証券取引所より上場が承認されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第三部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
発行済株式

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
臨時報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	8,781,749株 (注) 1, 2, 3, 4	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式は100株であります。 (注) 5

(注) 1～3．省略

4．両社は、当社の普通株式について、平成31年2月1日付で株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部(以下「名証第二部」といいます。)に新規上場申請を行いました。

5．省略

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	8,781,749株 (注) 1, 2, 3, 4	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式は100株であります。 (注) 5

(注) 1～3．省略

4．両社は、当社の普通株式について、平成31年2月1日付で株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部(以下「名証第二部」といいます。)に新規上場申請を行い、平成31年3月1日付で上場が承認されました。

5．省略

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注) 1, 2

(注) 1．省略

2．当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社普通株式について、平成31年2月1日付で名証第二部へ上場申請手続(名古屋証券取引所有価証券上場規程第2条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第23条)により平成31年4月1日より名証第二部に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの)に限ります(名古屋証券取引所株券上場審査基準第4条第3項。)について、同基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注) 1, 2

(注) 1．省略

2．当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社普通株式について、平成31年2月1日付で名証第二部へ上場申請手続(名古屋証券取引所有価証券上場規程第2条第2項)を行い、平成31年3月1日付で上場が承認されました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第23条)により平成31年4月1日より名証第二部に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの)に限ります(名古屋証券取引所株券上場審査基準第4条第3項。)について、同基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

第三部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成31年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,781,749 (注) 1, 2	名古屋証券取引所 (市場第二部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元 株式は100株であります。
計	8,781,749		

(注) 1～2．省略

3．両社は、当社の普通株式について、平成31年2月1日付で名証第二部に新規上場申請を行いました。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,781,749 (注) 1, 2	名古屋証券取引所 (市場第二部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元 株式は100株であります。
計	8,781,749		

(注) 1～2．省略

3．両社は、当社の普通株式について、平成31年2月1日付で名証第二部に新規上場申請を行い、平成31年3月1日付で上場が承認されました。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

トークン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成31年2月15日)までに、以下の臨時報告書を提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月20日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成31年3月4日)までに、以下の臨時報告書を提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月20日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。